

2025 年度～2026 年度

兵庫県精神保健福祉士協会理事選出の投票について

選挙管理委員会
委員長 赤木和幸
委員 長岡美佐
委員 小堀綾子
委員 多田光一

立候補者の受付が終了したので、立候補者の略歴と所信を送付します。下記の手順で投票をしてください。

あらためて今回の理事選挙の目的をお知らせします。

1. 理事選出は選挙で直接理事を選出するのではなく、まず 1 号会員と 2 号会員の立候補者の中から投票により理事候補者を選出します（規程第 10 条、第 13 条）。次いで、総会で承認を受けた後に当選が確定します（規程第 3 条、第 14 条）。本選挙の特徴を十分にご理解ください。
2. 今回の理事候補者選挙立候補者は、1 号会員 10 名、2 号会員 3 名、計 13 名でした。理事の定数上限が 20 名以内（定款第 21 条）でありますので、信任投票を行うことになりました。（規程第 15 条）
3. 投票用紙は、有権者である投票開始日（2025 年 3 月 5 日（水））時点で会員（協会理事会で退会の承認待ちの会員含む）に送付しています。

記

【投票の手順】

1. 同封の「一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会立候補者略歴・所信」をお読みください。
2. 「一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会理事候補者選挙信任投票用紙」（様式 5）の所定欄に信任の場合は○、不信任の場合は×を付けてください。立候補者すべてに対して記入をお願いします。○または×以外のものが 1 つでもある場合は無効となります（規程第 15 条の 2）。
3. 投票用紙を直接入れた封筒（無地の小封筒）には記名せず、郵送用の封筒（協会事務所住所印字済）に投票者の名前、会員番号、所属機関を明記してください。いずれかの封筒に不備がある場合は無効（規程第 13 条の 4）となりますので注意をしてください。
4. 投票期間は、3 月 3 日（月）から 3 月 31 日（月）（3 月 31 日消印有効）です。忘れずに投票をお願いします。
5. 略歴・所信には個人情報が入っていますので、取り扱いにはご注意ください。

以上